

予算特別委員会 環境まちづくり分科会

令和7年3月12日

1 議案の調査

議案第4号 令和7年度千代田区一般会計予算
(環境まちづくり委員会所管分)

予算特別委員会 環境まちづくり分科会 予算調査について

1 調査方法について

- (1) 理事者からの説明は、「予算（案）の概要」の配付をもって代え、特に説明を要する場合のみ行うこととする。
- (2) 原則として「目」ごとに質疑を受ける。
ただし、事項が少ない科目については「項」ごととする。

2 理事者の出席について

環境まちづくり部長及び環境まちづくり総務課長は常時出席とする。
他の理事者は所管分調査時のみ出席とし、それ以外は自席待機とする。

3 調査日程（環境まちづくり分科会）

月 日	午 前	午 後
3月11日 (火)	<u>一般会計【歳出】</u> (款) 5 環境まちづくり費	
3月12日 (水)	<u>一般会計【歳出】</u> (款) 5 環境まちづくり費	<u>一般会計【歳出】</u> (款) 5 環境まちづくり費 <u>一般会計【歳入】</u> のうち、 環境まちづくり部所管分

4 分科会予算調査報告書について

「1 分科会で論議された項目」及び「2 総括質疑において論議することとした項目」を記載し、分科会の会議録を添付して 3月18日（火）午前中 に予算特別委員長へ提出する。

神田警察通りの保安業務と法的支援業務

①保安業務

日付	件名	金額(円)	備考
令和5年2月6日	道路工事等に係る保安業務	2,057,324	
令和5年4月11日	道路工事等に係る保安業務	5,936,936	
令和5年11月28日～30日	道路工事等に係る保安業務	1,876,828	
令和6年4月9日～12日	道路工事等に係る保安業務	3,213,315	
令和7年2月5日	道路工事等に係る保安業務	未清算	
合計		13,084,403	

②法的支援業務

日付	件名	金額(円)	備考
令和5年7月3日	法律相談の実施	160,000	
令和5年10月13日	仮処分(1)法的支援業務 (仮処分申立て)	5,332,423	
令和6年3月11日	仮処分 供託金	800,000	
令和6年4月1日	仮処分(1)法的支援業務 (保全異議)	200,000	
令和6年7月19日	仮処分(1)法的支援業務 (保全抗告)	980,000	
令和6年8月1日	仮処分(2)法的支援業務 (仮処分申立て)	930,000	報償費は未清算
令和7年3月6日	仮処分 供託金	200,000	
合計		8,602,423	

③総額(保安業務+法的支援業務)

総額	①+②	21,686,826	
----	-----	------------	--

下請け業者一覧

作業種別	下請け業者 / 再下請け
舗装・街築他（取付管含む）	(有)中村組 / (株)フラット
植栽	(株)横川造園土木 / (株)M i d o r u
インターロッキング舗装 他	(株)平野技研 / 谷仲工業
交通誘導	(株)ジェイエヌティ

2025年2月6日

千代田区長
樋口高顕 様

要望書



2025年2月5日未明に、千代田区は神田警察通りの道路整備事業Ⅱ期工事区間に存在するイチョウ3本の伐採を行いました。2025年2月6日に、住民訴訟の判決言い渡しが行われる予定でしたが、その前日のことでした。

当初、32本(内2本は移植予定)あったイチョウは、今回の伐採により、残り9本となりました。私たちは、イチョウを残したまま整備するプランやイチョウに加え桜等を植えるプランなど、実現可能な代替案を提案してきましたが、検討さえされませんでした。

この度、私たちは、通行人の緑陰を確保するため、信号に近い下記4本のイチョウを残すことを提案いたします。つきましては、当提案について、話し合う機会を頂きたいとお願いいたします。

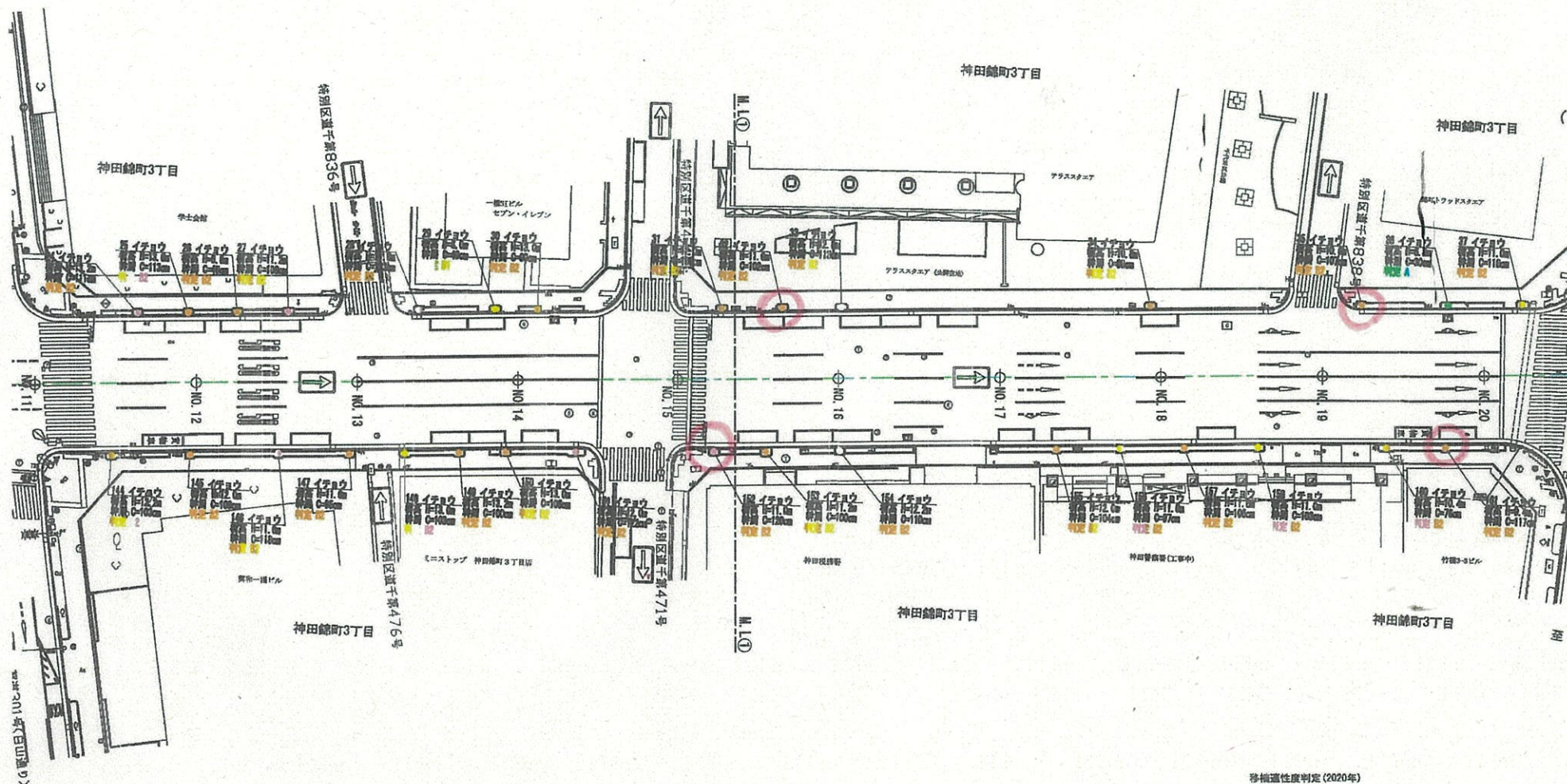
残すイチョウ(下記括弧内は別紙に記載の位置番号)

- ・税務署前1本(152)
- ・テラスクエア前1本(32)
- ・ハッピークッキング前1本(161)
- ・錦町トラッドスクエア前1本(35)

以上



移植適性度判定(移植の可否)樹木位置図(1) S=1:500 (S=1:250)



移植適性度判定(2020年)

凡例

● A	移植可能
● B1	移植困難
● B2	移植不可
● C	不健全移植不可

[トップページ](#) > [区政](#) > [施策・計画](#) > [区政運営](#) > 神田警察通り道路整備工事における暴力行為について

更新日：2023年4月12日

神田警察通り道路整備工事における暴力行為について

4月11日（火曜日）早朝、神田警察通り道路整備工事の作業において、安全確保のフェンスを設置中に、工事の反対者の体当たりなど暴力的な妨害行為により、警備員と区職員の2名が転倒させられ負傷する事案が発生しました。警備員は全治4～6週間の重傷で、区職員は軽傷を負っています。

本整備工事は狭い歩道を誰もが安全に、また、安心して歩行ができるよう整備するもので、予算、契約、陳情審査など、区議会における議論や議決など適正な手続きを踏むとともに、関係法令に則り、令和3年度に工事に着手したものです。

一方で、この工事の着手後、「神田警察通りの街路樹を守る会」（以下「守る会」と記す）から、イチョウを伐採しないことを求める要望や区議会への陳情があったことなどから、道路整備のあり方について検討を重ねてきた「神田警察通り沿道整備推進協議会」との意見交換の場を設けるなど、この間、一時、工事を見合わせました。しかしながら、双方の一致点を見出すことはできず、また「守る会」等の工事に反対する一部の方々による妨害行為もあり、工事が進められない状況になりました。その後、工事に反対する一部の方から、損害賠償請求訴訟、住民訴訟が提訴されるなど、双方が歩み寄るかたちで工事を行うことは難しいものと判断するに至りました。

また、今般の神田警察通り沿道整備につきましては、「推進協議会」における累次の検討結果を踏まえたものであるだけでなく、多くの方々から「狭い歩道を、子どもも、お年寄りも、障がいをお持ちの方も、自転車の方も、ベビーカーの方も、誰もが安全で安心して通行できる歩道にして欲しい」との要望やイチョウの植替えを求めるとのご意見をいただく中で、計画立案に至ったものです。商売をされている区民の皆様からも、早期に整備工事を遂げてほしいとの要望をいただいているところです。

以上の理由により、区では、これ以上工事を遅らせることは、歩行者の安全確保への支障やさらなる経費の増大、神田駅方面のⅢ期工事以降の工事の大幅な遅延を招くことになるため、区道の整備における公共の利益を優先する立場から、作業を行っているものです。

なお、3月22日の損害賠償請求訴訟の第一審判決において、まちづくりに参画する権利利益を侵害されたなどとする原告の請求はいずれも棄却されており、区側の主張が認められています。

区としては、今後、区民の皆様々に安全に安心して神田警察通りを通行していただけますよう、適正な手続きに配慮しながら、計画内容に沿った整備作業を粛々と進めてまいります。

令和5年4月12日 千代田区長 樋口 高顕

関連リンク

- [神田警察通り沿道地域のまちづくり](#)
- [神田警察通りの道路整備計画](#)

千代田区役所

法人番号 8000020131016

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話番号 03-3264-2111（代表） 03-3264-3910（コールセンター）

開庁時間 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

一部窓口によって、開庁時間が異なります。[（総合窓口課・出張所の窓口開庁時間）](#)

神田警察通りの道路整備事業の進捗について

区内の多くの方々から整備の要望をいただいている神田警察通り2期の工事を行いましたので、お知らせします。

地域住民の皆様方の意見を十分に反映して適正に手続きを実施し、議会でも予算や契約の議案等に重ねて賛成の議決をいただき、東京高裁など裁判所の判断を踏まえながら、事業を推進しています。

1. 日時 2月5日（水曜日）午前4時～5時30分

日中の交通事情や交通管理者との協議を踏まえ実施しています。

2. 5日の整備内容

3本の樹木の伐採

3. 今後の取組

区民の皆様々に安全に安心して神田警察通りを通行していただきますよう、計画に沿った整備作業を準備が整いしだい、迅速に進めてまいります。

神田警察通りの道路整備事業

神田警察通りの道路整備について

1 工事開始後の経緯

本工事は、多くの区民の賛同をいただいておりますが、一部のご理解いただけない方がいたため、区は、説明会を何度も実施しましたが、街路樹の撤去に反対する一部の方々にはご理解をいただくことはできませんでした。工事を一時見合わせ、協議会で反対する方を含めた意見交換の場を設けましたが、意見は平行線のままでした。更に行政を抜きに地域住民同士での話し合いも行いましたが、一致点を見出すことはできませんでした。

早期に工事を進めてほしいとの多くの意見もあり、工事を再開したところ、反対する方々の一部は、住民らのまちづくりに参画する権利・利益を侵害されたとして国家賠償法に基づく損害賠償請求の訴えを起しましたが、東京地方裁判所と東京高等裁判所で「事実関係を総合的に判断すれば、住民の権利・利益が侵害されたということとはできない」と反対の方の主張を棄却しています。

裁判の経緯については「[神田警察通り道路整備工事に係る訴訟等の経緯（2025年2月5日更新）（PDF：347KB）](#)」をご覧ください

また、度々地域や区外から応援に来ている反対する方々の一部が作業帯内に侵入し、樹木に抱きつくなどの妨害行為を行い、工事が予定通り進まない状況が続き、さらには、反対派による区職員・工事請負業者・警備員に対する暴力的な妨害行為があり刑事事件となり書類送検されています。

区は、工事を安全に計画通り進めるために、反対する方々の一部を債務者として工事作業帯への立入を禁止する仮処分の申し立てを行い、仮処分が決定されました。

反対する方々は、その決定を不服として異議申し立てをしましたが、東京地方裁判所は、「債務者の作業帯内に侵入する、街路樹に張り付く行為は、表現の自由または集会の自由によって正当化されるものとは言えず、工事を直接実力で妨害するものというべきである」と判断し、仮処分決定を認可しました。

さらに、反対する方々は上訴しましたが、東京高等裁判所は東京地方裁判所と同様に棄却しています。

これまで、裁判所において6回、区の主張に沿った判断がなされています。

加えて、本工事は2021年3月に約3億7千8百万円で契約していますが、その後の妨害行為によって増額した経費は2023年度末までで約7千7百万円に上っており、現時点でも妨害行為が続いているため、更なる経費の増加が見込まれています。

遺憾にも裁判での争いとなってしまいましたが、区としては円満な解決に向けて、令和6年5月から9月までに反対する方々の代表と区側で6回、話し合いを行いました。残念ながら合意することはできませんでした。

区としては、地域住民の皆様方の意見を十分に反映して適正に手続きを進め、議会の議決も経て、裁判所の判断もあり、現在に至っているものと認識しています。

今後は、区民の皆様方に安全に安心して神田警察通りを通行していただきますよう、計画に沿った整備作業を着実に進めていきます。

- [神田警察通り道路整備工事に係る訴訟等の経緯（2025年2月5日更新）（PDF：347KB）](#)

2 区議会との関係

区議会からも当初予算、契約議案、補正予算や契約変更議案などにおいて賛成の議決を重ねてきています。

【参考】

- 背景

- (1) 神田警察通り沿道まちづくり整備構想」の策定（2011年6月）

「神田警察通り沿道まちづくり検討委員会」を設置し、神田警察通りをまちづくりの軸とした活力・賑わいの再生を図るための基本構想を策定

- (2) 神田警察通り沿道賑わいガイドライン」の策定（2013年3月）

構想の実現に向けて、地域住民・観光協会・学識経験者等20名以上の委員で構成される「神田警察通り沿道整備推進協議会」（以下「協議会」という）を設置し、地域の方々と議論を重ね策定

- 現在の道路整備計画について

協議会において、2011年から21回にわたり神田警察通りの沿道まちづくりや道路整備の内容等について議論や検討を行ってきました。

- (1) 整備に関するご意見

- 狭い歩道を、子どもも、お年寄りも、障がいをお持ちの方も、ベビーカーの方も、自転車の方も、誰もが安全に安心して通行できる歩道にしてほしい。
- 現在沿道にあるイチョウの植替えを行ってほしい。

- (2) 整備内容

- 歩道の拡幅・バリアフリー化、自転車走行空間の確保、街路樹を更新し本数を増やすとともに、沿道の緑も増加させながら保水性舗装や遮熱性舗装を整備するなど環境に配慮し、合わせて荷捌き場も整備する内容となっています。

神田警察通り道路整備工事に係る訴訟等の経緯（令和7年2月5日更新）

1 損害賠償請求訴訟の経緯

工事に反対する一部の住民（原告）から、原告らへの説明をせずに工事をしたことは原告らのまちづくりに参画する権利、または利害を侵害するものとして国家賠償法に基づく損害請求訴訟が提起されました（令和4年5月6日訴訟提起）。

- 令和5年3月22日 東京地方裁判所が原告側の請求を棄却【1】
工事の実施内容等を区が個別に地域住民等に説明すべき義務があるとまではいえないと判断
- 令和5年10月18日 東京高等裁判所が原告側の控訴等を棄却【2】
控訴人らの権利・利益を侵害しないよう配慮すべき職務上の義務に違反するものであるとはいえないと判断

2 住民訴訟の経緯（係争中）

工事に反対する一部の住民（原告）から、（1）違法に締結された工事契約に基づく前払金の支払いが違法であることから、区は、区長に対し、前払金相当額等を請求すること、（2）区による工事契約に基づく残代金の支払いを差し止めること、（3）工事の一時中止の通知をしないことが違法であることを確認することを求める住民訴訟が提起されました。

- 令和4年7月11日、8月8日 訴訟提起
- 令和6年11月5日 口頭弁論終結（今後判決言渡しの予定）

3 仮処分命令の経緯

区（債権者）は、工事を安全に進めるため、やむを得ず妨害者（債務者）の工事作業帯内への立ち入りを禁止する仮処分を東京地方裁判所へ申し立てました。東京地方裁判所は区の主張を認め、仮処分決定が出されました。債務者はこれを不服とし、東京高等裁判所に保全抗告、さらに最高裁判所に特別抗告をしましたが、いずれも棄却され仮処分決定が維持されました。

- 令和5年11月15日 仮処分申立て
- 令和6年3月11日 東京地方裁判所が8名に対する立入行為禁止の仮処分決定【3】
- 令和6年3月21日 債務者（4名）が東京地方裁判所へ異議申立て
- 令和6年5月29日 東京地方裁判所が仮処分決定の認可（債務者の異議を却下）【4】
作業帯内に侵入する、街路樹に張りつく、こうした行為は、表現の自由、または集会の自由によって正当化されるものとは言えない。これらの行為は工事を直接実力で妨害しているものというべきだと判断
- 令和6年6月12日 債務者（4名）が東京高等裁判所へ保全抗告申立て
- 令和6年9月18日 東京高等裁判所が保全抗告を棄却【5】
東京地方裁判所の判断は相当であるとして支持
- 令和6年9月25日 債務者（4名）が特別抗告提起と許可抗告申立て
- 令和6年10月23日 東京高等裁判所が許可抗告を許可しない決定【6】
- 令和7年1月29日 最高裁判所が特別抗告を棄却【7】

【1】～【7】これまで裁判所において7回、区の主張に沿った判断がなされています。

- [神田警察通りの課題と整備計画（PDF：1,531KB）](#)

道路整備工事着手までの経緯

神田警察通り沿道整備推進協議会の内容や整備計画内容については、下記のリンクおよびファイルをご覧ください。

- [神田警察通り沿道地域のまちづくり](#)
- [整備イメージ（PDF：769KB）](#)
- [神田警察通りの道路整備計画](#)

道路整備工事着手後の経緯

道路工事着手後の経緯については、下記のリンクをご覧ください。

- [神田警察通り道路整備工事再開について（令和4年4月28日）](#)
- [神田警察通り道路整備について（令和5年2月7日）](#)
- [神田警察通り道路整備工事における暴力行為について（令和5年4月12日）](#)

お問い合わせ

環境まちづくり部道路公園課計画・設計係

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話番号：03-5211-4240

ファクス：03-3221-3410

メールアドレス：dourokouen@city.chiyoda.lg.jp

千代田区役所

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話番号 03-3264-2111（代表） 03-3264-3910（コールセンター）

法人番号 8000020131016

開庁時間 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
一部窓口によって、開庁時間が異なります。[（総合窓口課・出張所の窓口開庁時間）](#)